

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日 ～ 令和9年11月30日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準を目標とする。
男性社員・・・取得率100%、育児休業を2週間以上取得
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率100%

<対策>

- 令和7年12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和8年1月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和8年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施

目標3：小学校第3学年修了までの子を持つ社員を対象とする子の看護等休暇制度の対象を中学校就学前までの子、又は孫を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和7年12月～ 制度導入
説明会による社員への子の看護等休暇制度対象拡大の周知

目標4：マタニティ教室やパパ教室へ参加のための特別休暇制度（マタニティ・パパ休暇）を創設し、年次有給休暇とは別に妊娠1回につき1日の有給を付与する。

<対策>

- 令和7年12月～ 制度導入
説明会による社員へのマタニティ・パパ休暇制度導入の周知